第1章 計画策定の趣旨と背景等

1 計画策定の趣旨及び改訂

本計画は、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例」(平成 18 年 9 月 29 日条例第 57 号、以下「条例」という。)に基づいて策定するものです。

本市は、豊かな自然、歴史と文化に恵まれ、この地に暮らす私たちは、これらがもたらす様々な恩恵を享受しお互いを支えあう心を大切にしながら、地域社会をはぐくんできました。

しかし、近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進み、 地域社会における連帯感や規範意識の希薄化も顕著となってきました。

こうした中、私たちが安全で安心して暮らせる生活を確保するためには、恵まれた生活環境を維持し、豊かで活力に満ちた明るい地域社会、清潔で美しいまちを目指しつつ、犯罪を抑止する機能を充実・強化していくことが必要です。

安全で安心なまちづくりは、市及び市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、「地域の安全は自ら守る」との認識を持ち、それぞれの責任を果たしつつ連携し、行動していくことが必要です。

本計画は、市民はもとより本市を訪れる人々も含め、みんなが安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができる明るい地域社会を築き、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するための施策の基本方針、長期的な目標を明確にし、総合的かつ計画的な施策を展開するためのものであり、平成19年度に策定後、安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な展開を進めてきました。

このたび計画期間(平成 19 年度から平成 26 年度)の満了により、前計画の構成を踏襲しつ つ、現在の犯罪情勢や社会情勢の変化、これらの取組の成果や課題を考え合わせて、推進計 画を策定するものです。

2 計画策定の背景

本市では、「地域の安全は自ら守る」という認識の下、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを決意し、平成18年に制定した条例に基づいて策定した「みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」により、各種施策に取り組んできました。

それらの取組の結果、当市における犯罪認知件数は、ピークであった平成 14 年の 3,242 件から平成 25 年は 1,300 件で約 60%減少しました。

しかし、侵入盗や万引き、自転車盗などの窃盗犯が依然として多く発生しているほか、社会的弱者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺が平成 26 年に急増しており、この要因として、以下のことが挙げられます。

- ○急激な社会経済環境の変化やこれに伴う高ストレス社会を背景に、他人を思いやる心や 規範意識が希薄化し、罪を犯すことの抵抗感が弱まっていること。
- ○核家族化や生活様式の多様化、都市化や過疎化などにより、地域の人間関係が薄れて、 周囲に対し無関心の傾向が強まっていること。
- ○防犯意識は高まりつつあるものの「自分だけは大丈夫だろう」と楽観し、例えば、鍵かけを怠るなど、防犯意識が十分認識されていないこと。
- 〇高齢化の進展により、単身や高齢者のみ世帯が増加する中で、核家族化や過疎化により 家族や地域における見守り機能が弱まり、高齢者自身の情報不足や認知機能が低下して いること。
- ○家庭における親と子のふれあう時間が減少していることや地域の行事などで顔を合わす機会が減り、大人が他人の子どもに無関心になっていることから、家族や地域が子どもを健全に育成する機能が低下していること。
- 〇携帯電話やインターネットの急速な普及により、これらを悪用した特殊詐欺、不正取引 や情報流出などの新たな犯罪が発生していること。

このことから市では、これらの要因を踏まえつつ、これまで実施してきた取組成果の評価・ 検証を行ったうえで、より効果的な取組を行うため推進計画を改訂し、引き続き犯罪の防止 に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するものです。

3 計画の性格

本計画は、条例に基づき、市民が安全で安心して暮らし、さらには本市を訪れる人々にも 安全で安心して滞在することができる地域社会の実現に向けて、本市が実施する、あるいは 今後実施しようとする施策について「犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現」と いう視点で集約し、体系化したものです。

また、本計画は、国や県の各種計画・指針との整合を図るとともに、上越市第6次総合計画を上位計画として位置づけ改訂したものです。

4 計画の期間等

① 計画の期間

平成27年度から平成34年度までの8年間

② 計画の見直し

本計画は、本市におけるまちづくりの最上位計画である上越市第6次総合計画と整合し、 期間を平成34年度までの8年間として、「犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現」を目指します。

この実現に向けた重点目標は、新潟県の「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」と整合を図りつつ、平成27年度から30年度までを前期、平成31年度から34年度までを後期とし、前期の進捗状況を分析・検証し後期の取組につなげていきます。

また、社会環境の変化などを踏まえて、計画の内容等についても必要に応じて見直します。

③ 進捗状況の公表

本計画に基づく施策の進捗状況については、広報上越、市ホームページ等を活用し、毎年度公表していきます。